●●コンソーシアム協定書

〇〇株式会社（以下、「〇〇」という。）、株式会社△△（以下、「△△」という。）及び□□（以下、「□□」という。）は、次のとおり、コンソーシアム協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

1. 本協定書は、〇〇、△△及び□□がコンソーシアムを設立して、高知県公立大学法人データセンターサービス整備事業及び運用保守委託業務（以下、「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

1. 本協定書に基づき設立するコンソーシアムの名称は、●●（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

1. 本コンソーシアムは、事務所を○○県○○市○○町○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 本コンソーシアムは、20xx年○月○日に成立し、本業務契約の業務完了後●か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本業務を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

1. 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１） （所在地）○○県○○○○

（法人名・代表者名）

（２） （所在地）○○県○○○○

（法人名・代表者名）

（３） （所在地）○○県○○○○

（法人名・代表者名）

（代表者の名称）

1. 本コンソーシアムは、○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

1. 本コンソーシアム代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限ならびに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、本コンソーシアムの代表者に委任するものとする。

なお、本コンソーシアムの解散後、本コンソーシアムの代表者が破産等又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（取引金融機関）

第8条　 本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（運営委員会）

第9条　　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（業務の分担）

第10条　 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○○業務 （構成員名）

○○○○○業務 （構成員名）

○○○○○業務 （構成員名）

（構成員の連帯責任）

第11条 　本共同体は、各構成員の分担した業務について進捗管理を行い、本共同体の構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（構成員の個別責任）

第12条 　本コンソーシアムの構成員がその分担した業務に関し，当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合を含む本業務の債務の履行に関する一切について、当該構成員は代表者を発注者に対する窓口としながら、最終的に自らの責任と費用でこれを対応、負担し、他の構成員を免責せしめるものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとし、協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

３　本条の規定は、いかなる意味においても第１１条に規定する本共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条　　構成員は、本コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することができない。ただし、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させた上で、構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合に基づき、本コンソーシアムに加入した新たな構成員に対しても本協定書を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第16条　　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務に関する契約不適合責任が生ずる場合は、各構成員は本協定第１２条に基づき、自らに分担された業務に関する契約不適合責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、発注者との契約にかかる事項については、事前に発注者と協議した上で定めるものとする。

本コンソーシアム構成員は、上記のとおり、本業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証として正本○通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については発注者に提出するものとする。

年　　月　　日

　　代表者　（所在地）

　　　　　　（名　称）

　　　　　　（代表者）

　　構成員　（所在地）

　　　　　　（名　称）

　　　　　　（代表者）

　　構成員　（所在地）

　　　　　　（名　称）

　　　　　　（代表者）